

自 令和 5 年 1 2 月 1 2 日

至 令和 5 年 1 2 月 2 0 日

第 6 回 和木町議会定例会

令和 5 年第 6 回（12 月）定例会
令和 5 年第 6 回和木町議会定例会
（令和 5 年 1 2 月 1 2 日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1 4 号
例月現金出納検査の結果について
2. 選挙第 5 号
選挙管理委員及び補充員の選挙について
3. 議案第 4 0 号
令和 5 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号）
4. 議案第 4 1 号
令和 5 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
5. 議案第 4 2 号
令和 5 年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
6. 議案第 4 3 号
令和 5 年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
7. 議案第 4 4 号
令和 5 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
8. 議案第 4 5 号
和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
9. 議案第 4 6 号
和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１０．議案第４７号

和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

１１．議案第４８号

和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例

１２．議案第４９号

和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

１３．議案第５０号

和木町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の
財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関す
る条例

１４．議案第５１号

和木町簡易水道事業の設置等に関する条例

１５．議案第５２号

和木町下水道事業の設置等に関する条例

１６．議案第５３号

和木町道路線の認定について

１７．議案第５４号

和木町総合コミュニティセンター外壁改修工事の変更契約
の締結について

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本 光弘	
3 番	津島 宏保	
5 番	嘉屋 富公	
6 番	上田 丈二	
7 番	中村 充子	
8 番	灰岡 裕美	
9 番	小林 秀嘉	
10 番	小森 脇明美	副議長
11 番	兼本 信昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米本 正明	
副町 長	田中 雅彦	
企画総務課 長	渡邊 良平	
税務課 長	坂本 啓三	
住民サービス課 長	上村 克司	
都市建設課 長	山下 純二	
保健福祉課 長	鳥枝 靖典	
教育 長	重岡 良典	教育委員会
事務局 長	松井 敏浩	〃

○会議に従事した職員

事務局 長	吉岡 司
書記	松島 久子

令和5年第6回（12月）定例会

開	会	9時 00分
議	長	和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますのでこれを許可いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議	長	ただいまから、令和5年第6回和木町議会定例会を開会します。 これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番議員 森脇明美君、1番議員 三分一淳君を指名します。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、9月28日、山口県町議会議長会臨時会に私が出席しました。 10月11日、総務文教・民生建設常任委員会の委員10名は、岡山県里庄町でつばきの丘運動公園、早島町でいきいきボランティアポイント制度及び図書館について視察研修を行いました。10月12日から13日まで 前日の訪問先であります、岡山県早島町で「全国コンパクトタウン議会サミット」が開催され、全議員が出席いたしました。 10月26日、山口市で山口県商工会大会「地域振興懇話会」が開催され私が出席いたしました。 11月2日、山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。 11月29日、東京で、町村議会議長全国大会が開催され私が出席いたしました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。

令和５年第６回（１２月）定例会

議 長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 津島宏保君。
議 長	津島宏保君。
津 島 議 員	議会運営委員会から報告いたします。 町長より、本日１２月１２日に議会が招集されたことに伴い、１２月５日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の通り、申し合わせを行いました。 本定例会に付議されております案件は、報告１件、選挙１件、議案１５件でございます。 本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に議案第４０号から議案第５４号までの議案説明と質疑を行います。 １２月１４日は一般質問とし、最終日は１２月２０日で、討論、採決を行うこととします。 よって、本定例会の会期を、本日、１２月１２日から１２月２０日までの９日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。 皆様のご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。 議会運営会委員長 津島宏保
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第３ 会期の決定を議題とします。 おはかりします。 本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から１２月２０日までの９日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間とすることに決定しました。
議 長	日程第4 行政報告について 町長の報告を求めます。 米本町長。
米 本 町 長	みなさん、おはようございます。 本日は行政報告と致しまして、12件の事柄についてご報告申し上げます。 最初に、和木町町制施行50周年記念式典についてでございます。 和木町町制施行50周年記念式典を11月11日、文化会館にて、村岡嗣政県知事、柳居俊学県会議長、原田裕恵庭市長、吉田隆行全国町村会長をはじめ、多くのご来賓の方々、表彰者の皆さま233名をお迎えし、挙行をいたしました。 式典では国家斉唱、町民憲章を唱和の後、功労者の表彰を行い、長年本町の発展のためにご尽力いただいた個人118名、団体49団体の方々に感謝を込めて、表彰状と記念品を贈呈いたしました。 続いて、来賓を代表されて、村岡山口県知事、柳居県議会議長及び原田恵庭市長から、それぞれ祝辞をいただき、その後のアトラクションでは、和木町の未来を担う子供たちのダンスアトラクション「A B E A T（アビート）」と町内で活動しているコーラスグループが式典のために一同に会した「ドリームWAKI」による和木町民歌などの歌唱が行われました。 そして、森脇副議長の発声により、万歳三唱を参加者全員で行って式典を終えました。 おかげさまで持ちまして、式典は盛会のうちに幕を閉じることができ、議員の皆様にも、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

結びに、町制施行50周年のキャッチフレーズであります「笑顔つなぐ つなげる、和木のころ・未来。」の通り、この半世紀に及ぶ和木町の歩みを、町民の皆さまと共有しながら、未来の世代に笑顔のあふれる和木町の魅力をつないでいきたいと考えておりますので、今後ともご支援ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、以上、和木町町制施行50周年の記念式典についての報告とさせていただきます。

次に、今年度は町制施行50周年を記念し、数多くの記念事業を実施しておりますが、前回の行政報告以降に実施した記念事業の実施状況についてご報告いたします。

11月26日に蜂ヶ峯総合公園で「チャンバラ合戦」を行いました。スポンジ刀を使い、家族で楽しめる大人数参加型のイベントであり、また、四境の役になぞられた形で行い、当日は岩国藩鉄砲隊保存会による石田流古式砲術演武が行われ、和木町の歴史を感じられる一日になったのではないかと考えております。

また、同時開催として「アーバンスポーツイベント」も行われ、スケートボード、自転車競技のBMX、幼児向けのランバイクの3種目を体験していただきました。体験会の合間には、スケートボードとBMXのトップ選手によるパフォーマンスも実施され、集まった皆さんに間近でアーバンスポーツの魅力をご覧いただくことができました。

そして、一昨日の10日には、WAKI・コンサート第2部として、村上謙一郎先生の指揮、ピアノの連弾による、ベートーヴェン交響曲第9番第4楽章＜歓喜の歌＞の大合唱が、4人のソリストをお招きして開催されました。ステージには半年間練習を重ねられた、各パートに分かれた110人の方々が合唱され、中でもバリトンの圧倒的な声量に魅了された、50周年に華を添える感動的な素晴らしいコンサートとなりました。

以上、町制施行50周年記念事業の実施状況についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、和木町消防団女性消防隊の全国女性消防操法大

令和5年第6回(12月)定例会
会優秀賞の受賞についてでございます。10月21日、東京都で第25回全国女性消防操法大会が開催され、和木町消防団女性消防隊が山口県代表として出場いたしました。通常は2年に1度開催される本大会ですが、コロナ禍で延期が続き、実に4年ぶりの開催となりました。

和木町女性消防隊は今回で4度目、3大会連続の全国大会出場となり、7名の選手は、コロナ禍で大会が開催されない時期であっても厳しい訓練を重ね、大会本番では見事にその成果を発揮し、総合得点第4位で優秀賞を受賞されました。

また、団体表彰に加えて、個人においても2番員の宮本ゆかり班長が優秀選手賞を受賞されました。

これまで熱心な指導を行っていただいた岩国地区消防組合職員の皆さまにお礼を申し上げるとともに、女性消防隊の皆さんの長年にわたる努力と、今回獲得された成果に深く敬意を抱くものでございます。

以上、和木町消防団女性消防隊の全国女性消防操法大会優秀賞の獲得についての報告とさせていただきます。

次に、和木町PR大使についてでございます。

和木町に深い愛着を持ち、情報発信力をもつ者を和木町PR大使として登録することにより、大使の活動を広く通じて町の魅力を発信し、交流人口の拡大、認知度及びイメージの向上と地域の活性化を図ることを目的として和木町PR大使を設置いたしました。

初代大使には、前地域おこし協力隊で現在ではイベントプランナーとして活動されている 村井 優氏を委嘱させていただきました。任期は、令和8年9月までの3年間です。村井氏は、SNSでのフォロワー数も多く、定期的にテレビ、ラジオ等に出演し、新聞、雑誌等の取材を受けるなど情報発信を積極的に行うことができ、町内外に和木町の魅力を発信するPR大使に最適だと考えているところでございます。

以上、和木町PR大使についての報告とさせていただきます。

次に、周陽環境整備組合の解散及び令和4年度決算の認定についてでございます。

本年3月31日をもって、岩国市、周南市、和木町の2市1町で構成されていた周陽環境整備組合が解散し、事務を承継した岩国市の9月議会において令和4年度周陽環境整備組合一般会計歳入歳出決算が認定されましたのでご報告を申し上げます。

なお、歳入歳出差引額の2億6,606万8,468円につきましては、「周陽環境整備組合の解散に伴う事務の継承に関する協議書」の規定により岩国市に引き継がれ、ごみ処理施設解体費や将来的な温水プール解体費に充てられることとなっております。

以上、周陽環境整備組合の解散及び令和4年度決算の認定についてのご報告とさせていただきます。

6番目として、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携協定の締結についてでございます。

10月1日、リネットジャパンリサイクル株式会社と小型家電等のリサイクル回収に係る連携協定を締結いたしました。

この協定締結に伴い、町内でパソコン等の小型家電の宅配便による自宅回収サービスが開始されました。回収の申し込みは、リネットジャパン株式会社へ電話・FAX・インターネットで行っていただき、回収品の中にパソコンやタブレットが含まれている場合は回収料金が無料となります。

なお、この協定締結により従来の町の分別・排出方法が変わるものではございません。

以上、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携協定締結についてのご報告とさせていただきます。

次に、花いっぱい事業についてでございます。

和木町快適環境まちづくり町民会議では、町制施行50周年記念式典会場を飾る花の育成を行っていただく「フラワーフレンズ」を募集し、約40名の町民の方々にご協力をいただきました。式典当日は、6月の育成講習会から約5ヶ月かけて各家

庭で育てられた「ガーデンマム」約50鉢が、会場を鮮やかに彩りました。ご協力いただきました皆様にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

また、当日の会場入口には、和木こども園の児童の皆さんに装飾していただいた花文字ボードやフラワーツリーも設置され会場を盛り上げました。

以上、花いっぱい事業についての報告とさせていただきます。

8番目といたしまして、新型コロナワクチン接種事業についてでございます。

65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する2回目接種完了者を対象に実施した新型コロナワクチンの春開始接種は、接種券を1,751人に発行し、9月19日までの接種者は1,293人、接種率は73.84%でございました。

秋開始接種は、生後6か月以上の2回目接種完了者を対象に、9月20日から開始をしており、令和6年3月31日まで実施をいたします。接種方式は医療機関委託による個別接種で、接種券は春開始接種を受けた日から3か月以上経過した方に、順次送付しております。10月末時点で、接種券を1,152人に発行し、接種者は465人、接種率は40.36%となっております。

なお、春開始接種の接種券をお持ちで未接種の方は、お持ちの接種券を利用して秋開始接種を受けることができます。基礎疾患のない64歳以下の方には、接種券は個別に配布はしておりませんが、保健相談センターへの申請により、接種することができます。

以上、新型コロナワクチン接種事業についての報告といたします。

次に、令和5年度和木町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業についてでございます。

電力、ガス、食品等の価格高騰による負担を軽減するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、

特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり3万円を支給をいたしました。支給対象者に確認書を送付するプッシュ型で申請期限は10月31日とし、支給対象世帯は543世帯で、516世帯に1,548万円を支給いたしました。

以上、令和5年度和木町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業についてのご報告といたします。

次に、10番目として、一般県道蜂ヶ峯公園線についてでございます。

一般県道蜂ヶ峯公園線の工事着手についてご報告をいたします。

一般県道蜂ヶ峯公園線は、平成28年に県道として道路認定され、これまで測量・調査及び設計が行われてまいりました。

この度、山口県岩国土木建築事務所から、工事施工業者が決定し、工事に着手するとの連絡をいただきました。

今年度発注された工事は、蜂ヶ峯総合公園入口のテレビ塔付近の道路改良工事で、工事期間は、令和6年12月までを予定するものとなっております。

新設道路の完成には相当の期間を必要とするものでございますが、和木町の防災道路として重要な道路であることから、今後も山口県と連携し、事業の早期完成に努めてまいります。

以上、一般県道蜂ヶ峯公園線についての報告といたします。

次に、わき愛あいフェスティバルについてでございます。

10月29日、和木中学校グラウンドで、4年ぶりにわき愛あいフェスティバルが開催されました。

当日は好天に恵まれたことやコロナ禍を挟み、久しぶりの開催ということもあり、町内外から多くの方々が訪れ、ステージイベントや地域の出店ブース、フリーマーケットを巡るなど、終日、楽しまれておられました。

また、姉妹都市、恵庭市からは3名の職員の方をお迎えし、開会式にご出席いただくとともに、北海道物産展などの賑わいを視察していただきました。

開会式後、ステージでは、盆踊り保存会の皆さんによる盆踊りや子どもたちのダンス、中学校吹奏楽の演奏、大道芸人のパフォーマンスなどが行われ会場を盛り上げました。

グラウンド内では、町内外の各種団体や商工業者、企業などのブースが並び、野菜や果物、日用品、飲食、子ども向けコーナーなど、多彩な出品で賑わいを見せておりました。特に、小学校6年生の販売体験ブースでは、和木町と恵庭市の特産品の販売体験により貴重な経験を得ることができたと思います。

わき愛あいフェスティバルの開催にあたり、実行委員会をはじめ、地域団体、中学生ボランティアなど、ご尽力いただいた関係者の皆さまにお礼を申し上げます。

以上、わき愛あいフェスティバルについてのご報告とさせていただきます。

最後に、教師の日式典の開催についてでございますが、11月24日、文化会館で、「第34回教師の日」式典を開催いたしました。町民が教師を尊敬し、感謝するとともに、教師が本町の教育に全力をあげて取り組めるよう激励する日として、平成2年度から始まった式典でございます。

式典では、この1年間に各種のスポーツ大会やコンクールで優れた成績を収めた5人を表彰するとともに、ニュージーランドホームステイ研修の発表を行いました。また、東京工業大学副学長の上田紀之氏をお迎えし、「自分の「ステキ」をどんどんのばそう！自分も輝き、世界も輝かせる生き方へ」をテーマに講演をいただきました。

「みんなが生徒、みんなが先生」をキャッチフレーズとする本町教育の更なる振興に向けて、先生方にとっても子どもたちにとっても意識を高めることができた式典となりました。

以上、教師の日式典の開催についての報告とさせていただきます。

以上、12件の事柄について行政報告とさせていただきます。

令和5年第6回（12月）定例会

議	長	日程第5 報告第14号 例月現金出納検査の結果について 監査委員からお手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。
議	長	日程第6 選挙第5号 選挙管理委員及び補充員の選挙について これを議題とします。
議	長	選挙管理委員会委員長から議長宛に、委員及び補充員の任期満了の通知がきております。 この件については、令和5年12月24日をもって任期満了となるため新しく委員及び補充員を選挙するものであります。
議	長	しばらく休憩します。 協議したいことがありますので、全員協議会室へお移り願います。
		休 憩 10時 14分
		再 開 10時 30分
議	長	休憩前に引続き会議を再開します。
議	長	選挙第5号について、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議	長	おはかりします。 指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議長より指名いたします。選挙管理委員には、和木1丁目 岡田康彦さん、関ヶ浜1丁目 榑重成さん、瀬田1丁目 岡崎弘夫さん、和木1丁目 末岡靖士さん、以上の4名を指名します。
議	長	おはかりいたします。 ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました、岡田康彦さん、榑重成さん、岡崎弘夫さん、末岡靖士さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。
議	長	選挙管理委員補充員には、関ヶ浜1丁目 北野忠さん、和木5丁目 海井朗弘さん、瀬田2丁目 轟眞由美さん、和木1丁目 木村剛志さん、以上の4名を指名します。
議	長	おはかりいたします。 ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました 北野忠さん、海井朗弘さん、轟眞由美さん、木村剛志さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。
議 長	日程第 7 議案第 4 0 号 令和 5 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第 4 0 号 令和 5 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 5 6 8 万円を追加し、予算総額を 4 6 億 9, 6 0 0 万 4 千円とするものでございます。 今回の補正予算の主な内容といたしましては、山口県人事委員会勧告を受けて職員給与費などの調整を行うとともに、先月閣議決定された国の今年度補正予算案で「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として示されました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付」を受け、物価高騰の影響を受ける低所得者や子育て世帯を支援するための経費を計上し、あわせてその他の費目における追加で必要となる経費を計上するために提案させていただくものでございます。 それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の 2 ページ歳出からご説明いたします。 費目ごとの詳細は 1 2 ページ以降でございます。 款 1 議会費は職員の給料表改正に伴い、給料と共済費を増額しております。 款 2 総務費 1, 5 8 4 万 3 千円の補正は、特別職及び一般職の職員給与費を増額するほか、入札による工事請負費の減額に伴い、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金への積立金の増額、令和 4 年度に交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う返還金

238万6千円などを増額、森林環境税の創設や氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍や住民基本台帳のシステム改修に係る経費を計上しております。

款3 民生費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により実施します非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る経費として4,414万6千円、また「和木町子育て給付金」として、18歳以下の子ども1人あたり1万5千円を支給するための経費1,742万円を計上しています。このほか、福祉医療費に227万円、委託保育事業に776万1千円、さらに和木こども園の保育業務システム導入に係る費用と園内の無線環境構築のための工事請負費の合計で、627万1千円を計上しています。

款7 土木費及び款9 教育費においても、それぞれ所要見込み額に対し、不足する額を計上いたしました。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

詳細は8ページからでございます。

款15 国庫支出金5,735万7千円の増額は、国庫負担金として、こどものための教育・保育給付交付金357万9千円、国庫補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金724万3千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,596万5千円、保育対策総合支援事業費補助金57万円などを計上したことによるものでございます。

款16 県支出金は、こどものための教育・保育給付交付金122万3千円を増額しております。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を4,270万円、福祉医療費の財源として健やか安心基金繰入金を227万円増額しております。

款21 諸収入・雑入の198万8千円は、後期高齢者医療広域連合に支出していた療養給付費負担金の精算に基づく還付金を計上しております。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は13億2,421万9千円になる見込みでございます。

続いて、3ページ第2表 債務負担行為補正についてご説明します。戸籍電算システム端末増設に係る経費は、その事業期間を令和6年度から令和10年度までとし、限度額は338万円とするものでございます。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありますか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 それでは、ページ25ページになります。教育費、ここで水道光熱費、中学校の方に63万9千円とあがっております。これは前回、全員協議会で説明を受けたんですが、これは基本料金の高騰ということで間違えございませんか。

議長 松井教育委員会事務局長。

松井教育委員会事務局長 はい、間違えございません。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 和木町にはですね、他にも小学校、こども園とあります。中学校の水道光熱費だけがこういうふうに補正予算を組まれたのはどういうことなのでしょうか。

議長 松井局長。

松井 教育委員会 事務局 長	この電気料金の高騰が、中学校の補正の要因でございますが、小学校、それからこども園においても、当然、電気料金上がっております。ですが、それぞれ施設によって、予算計上額、それから使い方、そういったことが異なりますので、現在のところ補正するまでには至っていないというところです。今後3月議会において、必要であれば補正等またさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	よろしいですか。いいですか。 他に質疑ございますか。
議 長	灰岡裕美君。
灰岡 議員	15ページの総務費、戸籍住民基本台帳費について質問をいたします。これ住民基本台帳、戸籍住民基本台帳管理業務として、氏名の振り仮名法制化にかかる住基システム、附表システム、戸籍システムのシステム改修業務として770万8千円が計上されておりますが、この事業の内容、及び、これは令和6年度から10年度までの全額繰越として債務負担行為と上げておられますが、実施に至るまでの流れ、最後に実際の施行時期について、3点について質問致します。
議 長	上村住民サービス課長。
上村 住民 サービス 課 長	お答えいたします。まずですね、3つありますけど一括してお答えしたいと思います。 まず現在戸籍にはですね、振り仮名というものが無くてですね、住民票についている振り仮名は、今、便宜的なものでございます。行政機関が保有する正式な情報としての氏名というのは漢字のみでございます。そのため情報システムでの検索や管理が難しく、行政のデジタル化に影響を与えていることでございます。

先般問題となりましたマイナンバーの紐付け誤り、口座の紐付け誤り、これもですね、この振り仮名情報がない、公的に証明された振り仮名情報が無いことが一因と思われます。

こうしたことからですね、6月に戸籍法が改正されました。氏名の振り仮名が法制化された訳でございますが、今回このことに伴いましてそれぞれの関連システムを改修するという流れでございます。

この改修についてはですね、第一弾でございまして、現時点で制度設計されておりますところのみの改修となります。

今後、第二弾としてですね、来年度以降システムの追加改修、それから全住民による振り仮名の届出、それから確認作業というものが生じる見込みでございます。

現時点では、その具体的な手法については、国からは示されておりませんが、大変な作業になるのではないかと考えております。

なお、この改修については、国の補助金、補助対象となる予定でございます。

それからですね、スケジュール感についてですが、今回ですね、補正であげましたシステム改修でございますが、恐らく年度内には完了しないであろうと、繰越になるであろうと考えております。その後、今度来年度に通知書等のそれぞれの住民に配る通知書等の準備を行ってですね、そして令和7年度に振り仮名の届出を皆さんにさせていただくような流れになるのではないかなと考えております。令和8年度中には全住民の方に振り仮名がつくというそういった流れになると思っております。

まだこれも国から確定で来た訳ではございませんので、今私を感じている事での流れとさせていただいたらと思います。

以上でございます。

議

長

よろしいですか。はい。

他に質疑はありませんか。

上田丈二君。

上 田 議 員	歳出について、15ページ、2款 総務費委託料 森林環境税の創設に伴うシステム改修業務委託料149万2千円について伺います。この改修についての内容について伺います。
議 長	坂本税務課長。
坂 本 税 務 課 長	はい、これはですね、議員ご案内のとおり来年度、令和6年度よりですね、森林環境税が賦課されます。年額1,000円でございます。均等割が課税される方に、この1,000円を賦課するシステムを改修するための委託料ということで予算計上をしております。以上でございます。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	この森林環境税ですね、全国で荒れ果てている山林、荒廃地も増えているということで調査され、その整備に使われるということでお聞きしておりますけれども、この世帯別であったものが均等割になるということなんですけれども、この均等割についてもう少し詳しく教えていただければと思います。
議 長	坂本課長。
坂 本 税 務 課 長	はい、均等割は、基本今現在3,000円でございます。そこに1,000円プラスですから4,000円を来年度から賦課するというところでございます。以上です。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	この対象者が個人住民税の納付者ということになっていきますけど、和木町で何人ぐらいいらっしゃるのかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長	坂本課長。
坂 本 税 務 課 長	はい、今ちょうど来年度の当初予算を計上しておるんですけど、今、見込みではですね、2,949人、約3,000人ぐらいを見込んでおります。 以上です。
議 長	他に質疑ございませんか。 津島宏保君。
津 島 議 員	ページで言いますと19ページ、3款民生費 2項児童福祉費 これにですね、認定こども園管理事業費627万1千円とございます。これをどういった事業なのかもちょっと詳しく教えていただきたいと思います。
議 長	松井教育委員会事務局長。
松 井 教育委員会 事 務 局 長	お答えいたします。これは保育業務支援システムと申しまして、こども園用のICTによる保育業務の支援ツールのことでございます。QRコードによる児童の登園・降園管理、それから教職員の出退勤管理、保育職員のシフト管理、保護者との双方向の連絡ツール、それから緊急メール、アンケート機能、そういったものを有するものでございます。
議 長	津島宏保君。
津 島 議 員	はい、昨年より、乳幼児がバスに取り残しがあったとかいろんな事件、事故がございまして、その対応として和木町でもこういったシステムを導入されるという考えでよろしいでしょうか。
議 長	松井局長。

松 井
教育委員会
事務局 長

はい、津島議員さんおっしゃられるとおりでございます。

議 長

津島宏保君。

津 島 議 員

はい、終わりの方にですね、システム利用料として2万円計上されております。これは、これから毎年2万円ずつ掛かっていくという認識でよろしいでしょうか。

議 長

松井局長。

松 井
教育委員会
事務局 長

今後、またシステムの利用料が掛かってまいります。
以上です。

議 長

もう一度、津島宏保君、聞いてください。

津 島 議 員

すみません。改めて伺います。この2万円っていうのは、来年度以降も1年につき2万円ずつ利用料が掛かるという考えでよろしいでしょうか。

議 長

松井局長。

松 井
教育委員会
事務局 長

申し訳ございませんでした。来年度以降、今年度につきましては、システム構築のための際の利用料2万円ということで、来年度からは3万円程度見込んでおります。月に3万円程度でございます。

議 長

よろしいですか。

津 島 議 員

はい、わかりました。

議 長	他に質疑ございませんか。 上田丈二君。
上 田 議 員	すみません。17 ページ、民生費 扶助費について伺います。 非課税世帯に対する臨時特別給付金追加交付分 3,990 万円、それと家計急変世帯分臨時特別給付金追加交付分 140 万円なんですけども、この国から 7 万円ずつひとり家庭に配られるということなんですけども、この給付方法と給付時期について伺います。
議 長	鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	支給方法ですけれども、確認書に基づき対象世帯の口座へ振込むプッシュ型としております。家計急変世帯の方については申請が必要となります。 支給時期につきましては、来年 2 月中旬から下旬を予定しております。来年の 2 月中旬から下旬を予定しております。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	これが決まってからですね、仕事に入るんで多少遅くなるのは仕方がないと思うんですけど、2 月下旬ってちょっと遅いような気もするんですが、もう少し早く交付することはできないでしょうか。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	この予算につきましては、議会で議決後に執行するというところで、その後にシステム改修等もございますので、できるだけ早く対処したいとは思っておりますが、今現在は 2 月、2 月から 2 月中旬から下旬を予定しております。

議	長	他に質疑はございませんか。
		（「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第8 議案第41号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長		議案第41号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。 本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、予算の総額を6億9,007万7千円とするものでございます。 2ページの歳出からご説明いたします。 款2 保険給付費のうち、療養諸費は医療費の増加に伴い、予算が不足する見込みのため、一般被保険者療養給付費を1,900万円増額し、高額療養費も同様に、一般被保険者分1,800万円を増額するものでございます。 続いて、1ページの歳入についてご説明いたします。 款3 県支出金は保険給付費の増額に伴うもので、普通交付金3,700万円を増額するものです。 以上で、議案第41号の説明を終わります。
議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。
議	長	上田丈二君。

上 田 議 員	歳出について伺います。10ページ、一般被保険者医療費給付費、給付費ですね、1,900万円、それと負担金の方で、一般被保険者高額療養費1,800万円といずれも増えておりますけれども、この増えた理由について把握しているものがありましたら教えていただきたいと思います。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	高額療養費につきましては、入院や手術などが増加したものと考えております。医療費の増額分につきましては、現在医療技術の高等化等により診療や調剤にかかる費用が増えていることやコロナ禍で受診控えというのがありまして、その反動も要因の1つではないかと考えております。
議 長	よろしいですか、はい。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第9 議案第42号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） 日程第10 議案第43号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） 以上、2議案についてこれを議題といたします。議事進行上一括して執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

議案第42号及び議案第43号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第42号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、総額を1億3,074万4千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。資料9ページ10ページをご覧ください。

款1 総務費 簡易水道一般管理事業の需要費170万円の増額につきましては、当初の見込みに対しまして、漏水修繕が多発したため、今後冬季の漏水に備え、修繕料を増額するものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。資料7ページ8ページをご覧ください。

款4 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を追加事業費により調整し170万円を増額するものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

次に、議案第43号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176万円を追加し、総額を3億4,512万6千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。資料9ページ10ページをご覧ください。

款1 総務費 ポンプ場維持管理事業の工事請負費176万円の増額ですが、和木ポンプ場内に設置しております、燃料地下タンクの内面保護工事を行うものでございます。

本工事は、危険物の規制に関する規則に基づくもので完成検査日から50年が経過する地下タンクが該当となります。

次に、歳入についてご説明いたします。

資料7ページ8ページをご覧ください。

款4 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を追加事業により調整し、176万円を増額するものでございます。
以上で議案第42号及び議案第43号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第42号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 続きまして、議案第43号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第11 議案第44号 令和5年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。執行の説明を求めます。
鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第44号 令和5年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。
本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ243万4千円を追加し、予算の総額を5億3,855万5千円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の補正をするもので、サービス勘定の補正はございません。
2ページの歳出からご説明いたします。
詳細は9、10ページです。

款1 総務費は、山口県人事委員会勧告により、職員給与費を8万7千円増額し、委託料は、令和6年度介護報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料を220万3千円増額するものです。地域支援事業費は、山口県人事委員会勧告により、地域包括支援センター職員の給与費等を14万4千円増額するものです。

続きまして、1ページ歳入についてご説明いたします。

款2 国庫支出金は、システム改修に伴う事業費補助金88万円を増額するものです。款5 繰入金は、歳出のそれぞれの職員給与費の増額及びシステム改修にかかる事務費の増額に伴い、一般会計からの繰入金155万4千円を増額するものです。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第12 議案第45号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第45号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和5年度の山口県人事委員会勧告等に準じて提案させていただくものでございます。

本条例案は4つの条と附則で構成されており、第1条で和木町一般職の職員の給与に関する条例、第2条で和木町議会議員

令和5年第6回(12月)定例会

の議員報酬等に関する条例、第3条で町長等の給与に関する条例、第4条で和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、それぞれの一部改正を定めております。

第1条は、人事委員会勧告等に準じ、職員の6月と12月の期末手当及び勤勉手当を一般職の職員は、それぞれ0.025月分引き上げるとともに、別表の給料表を改めるものでございます。

なお給料表の引き上げ率は1.05%となります。

また、別表第2表等級別基準職務表の7級の職務の欄に、特に困難な業務を行う課長の職務を加えております。

第2条、第3条の改正は、一般職職員の期末手当及び勤勉手当が引き上げられることに伴い、議会議員の皆さま、町長、副町長、教育長の6月と12月の期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。

第4条は、人事委員会勧告等に準じ、一般職の任期付職員の給料表を改めるものでございます。

また、附則でこの条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。
---	---	------------------------------

(「なし」の声あり)

議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
---	---	-----------------------------

議	長	日程第13 議案第46号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
---	---	--

日程第14 議案第47号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

松井教育委員会事務局長。

松 井
教育委員会
事務局長

それではまず最初に、議案第46号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正は、放課後児童クラブに従事する支援員の資格取得研修に関するもので、令和5年4月1日、子ども家庭庁が定めた、放課後児童健全育成事業実施要綱において、放課後児童クラブの支援員業務に従事することになった日から2年以内に研修を修了しなければならないと期限が示されましたことから、附則第2条において、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これにおいて認定こども園法の改正を受け、この法律を引用する国の子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、第15条の引用を定めるほか、第35条、第36条において条文整備が行われました。この基準を引用する本条例につきましても、第15条及び第35条、第36条において、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

議 長	これより議案ごとに質疑を許します。 議案第46号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、本案に対する、失礼しました。 上田丈二君。
上 田 議 員	すみません。今度の条例なんですけれども、2年以内に当該研修を終了することを含むということが追加になってると思うんですけど、この条例改定によって、放課後健全育成事業に関わる方たちがなかなか見つからないということで大変だと聞いておりますけれども、こういったものに対して緩和をするってというような傾向というか、そういったものがあるんでしょうか。この条例によって。
議 長	松井局長。
松 井 教育委員会 事務局 長	今回の条例におきましては、放課後児童クラブの支援員の方々の研修期間を支援員に着任してから2年以内に研修を修了してくださいというものでございます。
議 長	いいですか。上田丈二君。
上 田 議 員	そういった規定を設けることによって一定の緩和策が設けられるってということなんでしょうか。あんまり関係ない、条例の改定だけってということですか。
議 長	松井局長。

松 井
教育委員会
事務局 長

はい、これまでは期限は切られておりませんでした。一定の期間、2年以内にということで今回決まりました。これが緩和策になるのかと言えば、ちょっとお答えすることは難しいんですが、従事してから2年間の猶予を与えますというものでございます。

以上です。

議 長

いいですね、はい。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

続きまして、議案第47号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第15 議案第48号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

上村住民サービス課長。

上 村 住 民
サ ー ビ ス
課 長

議案第48号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、粗大ごみ等をクリーンセンターへ自己搬入する際の手数料を、軽トラック2,000円、普通トラック5,000円、その他自動車1,000円にそれぞれ増額改正するものでございます。

改正の理由ですが、燃料費や人件費等の高騰によるごみ処理費増加への負担を求めるとともに、木製粗大ごみの処分先である岩国市サンライズクリーンセンターの手数料額との乖離を縮小するためでございます。また、この改正に併せまして、「1日当たりの持ち込み可能台数を増やしてほしい。」という町民の皆様要望が多いことから、要綱改正を行い、現状2台まで持ち込みが可能のところ、普通トラックを除き4台まで可能といたします。

なお、これらの改正は来年4月1日から施行する予定でございます。以上で、議案第48号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ありませんか、はい。
質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第16 議案第49号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 福祉課長 議案第49号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、国民健康保険法等が一部改正され、出産する被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2ページをご覧ください。2ページ中段下の第13条の5は、保険料の軽減措置の新設に伴うもので、被保険者が出産を

令和5年第6回(12月)定例会

する場合、出産する被保険者の出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの期間、4か月分の所得割額及び均等割額を免除することについて定めるものです。

3ページから4ページ、第3項から第8項の改正は、後期高齢者支援金等賦課額の減額、介護給付金賦課額の減額について準用するものです。

4ページ中段の第14条の8は、出産被保険者に関する届出について定めるものです。

戻りまして1ページ、第10条の3、第10条の10の2、第10条の11及び第13条の改正は、保険料の軽減措置の新設に伴う所要の規定の整備を行うもの、1ページ第10条の5及び2ページ中段の第13条の2の改正は、地方税法の条文の条項ずれが生ずることに伴い、条項を引用する規定を整備するものです。

なお、5ページ附則で、この条例は令和6年1月1日から施行し、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用することとしています。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

議

長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 10時 14分

再 開 10時 30分

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長

日程第17 議案第50号 和木町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

日程第18 議案第51号 和木町簡易水道事業の設置等に関する条例

日程第19 議案第52号 和木町下水道事業の設置等に関する条例

以上、3議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

議案第50号、議案第51号及び議案第52号につきましては、簡易水道事業及び下水道事業の公営企業会計移行に関連するものでございますので一括してご説明させていただきます。

まず、議案第50号 和木町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、来年4月より簡易水道事業及び公共下水道事業が公営企業会計へ移行され、適用法が地方自治法から地方公営企業法となることに伴い、和木町監査委員に関する条例、和木町簡易水道条例及び和木町下水道条例の一部を改正し、特別会計条例及び基金条例を廃止するものでございます。

資料1ページをご覧ください。和木町監査委員に関する条例につきましては、地方公営企業法及び施行令により、地方公営企業の会計における検査を行う者を定めるものでございます。

続きまして、和木町簡易水道条例及び和木町下水道条例につ

きましては、新たな設置条例と重複する条項を削除し、和木町下水道条例については、簡易水道条例との整合を図るものでございます。

以上で、議案第50号 和木町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

次に、議案第51号 和木町簡易水道事業の設置等に関する条例についてご説明いたします。

本議案は、町民に必要なサービスである簡易水道事業を、将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が必要であり、複式簿記に基づく収益費用の把握が必要となります。

このことから、「健全かつ持続可能な簡易水道経営」を目的といたしまして、和木町簡易水道事業について、地方公営企業法の財務規定を適用するため、本条例を制定するものでございます。条例案は8つの条と附則で構成されており、第1条で事業設置の目的を、第3条と第4条で運営方針と財産取得及び処分について、第6条で会計事務の取り扱いを定めております。

以上で、議案第51号 和木町簡易水道事業の設置等に関する条例についての説明を終わります。

続きまして、議案第52号 和木町下水道事業の設置等に関する条例についてご説明いたします。

本議案は、前議案と同様に、「健全かつ持続可能な下水道経営」を目的といたしまして、和木町下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものでございます。条例案は4つの条と附則で構成されており、第1条で事業設置の目的、第3条と第4条で運営方針と財産取得及び処分について、第6条で会計事務の取り扱いを定めておるものでございます。

以上で、議案第52号 和木町下水道事業の設置等に関する条例についての説明を終わります。

議	長	これより議案ごとに質疑を許します。 議案第 5 0 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	続きまして、議案第 5 1 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	続きまして、議案第 5 2 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第 2 0 議案第 5 3 号 和木町道路線の認定についてこれを議題とします。執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長		議案第 5 3 号 和木町道路線の認定についてご説明申し上げます。 今回認定しようとする、元町瀬田線は、和木町瀬田 2 丁目地区内の小瀬川を横断する中市堰歩道橋で、現在、本町と大竹市において県境で折半して管理をしております。 今後も両市町において適正な維持管理を行っていくために、

町道路線として新たに認定しようとするものでございます。

道路の概要ですが、路線番号は4660番。全延長は103.8m、有効幅員は3mで、うち和木町道として認定する範囲は51.9mでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 はい、ただ今の説明で維持管理は半分ほど和木町ということ
を言われましたけど、維持管理どこまで言われるのでしょうか。
例えば大きな災害があった場合とか、例えば地震とかいろ
いろあると思うんですけど、どこまでの維持管理をうたってい
るのでしょうか。ご説明お願いします。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 お答えいたします。この中市堰歩道橋につきましては、先程
説明したとおり、県境によって双方、和木町と大竹市の所有物
件となりますので、そちらについては双方範囲内について適切
に維持管理していくこととなろうかと思えます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 というのは維持管理、例えばですね、南海トラフが大きな地
震が来たとかですね、いろいろ大雨、まあ近隣では結構あると
思うんですけど、そういった災害等が発生して、この橋がちょ
っと崩れたとかなんかあった場合とかいろんな想定されるん
だけど、どこまでの維持管理を言われているのか説明願いま
す。

議長 いいですか、山下課長。

山下都市建設課長 今回、大竹市とももちろん協議はしておりますけれども、議員がおっしゃられる今回の維持管理についてでございますが、中市堰歩道橋につきましては、かなり老朽化もしているということで、適切にそういった壊れたりとかそういったことが起こる以前にですね、そういうことが起こらないために修繕等のいろんな対策をしていくというものでございます。

議長 暫時休憩します。

休憩 10時 40分

再開 10時 42分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 はい、失礼しました。この中市堰歩道橋につきましてはですね、全てにおいて和木町と大竹市の方で管理していきますので、架け替え等についても双方で実施することになるかと思っています。

議長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第２１ 議案第５４号 和木町総合コミュニティセンター外壁改修工事の変更契約の締結について これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第５４号 和木町総合コミュニティセンター外壁改修工事の変更契約の締結についてご説明申し上げます。 本議案は、今年８月臨時会において議決をいただき締結した、和木町総合コミュニティセンター外壁改修工事の請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。 変更契約の内容といたしましては、着工前に外壁の状況を調査したところ、工事にかかる経費が増額する見込みになったことから、契約金額８,７１２万円、うち消費税７９２万円を契約金額９,５２５万６,７００円、うち消費税８６５万９,７００円に改めるものでございます。 以上で議案第５４号の説明を終わります。
議 長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありますか。
議 長	嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員	今回の追加ってことなんですけど、例えば和木町の方側からですね、仕様を変えてくださいとか別途発注があったのかどうかその辺でお聞きします。
議 長	松井教育委員会事務局長。

松 井
教育委員会
事務局 長

別途発注はございません。以上です。
仕様も変更はございません。

議 長

いいですか。嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員

確かですね、7月の、今年の7月13日、これで入札決まってると思います。その時に4社、和木町の業者を含めて4社ほどこいますけど、その時の入札で私達それを認めました。議会でもやっぱりこれは議決しました。

しかしながら、仕様も変わっていない、別途発注もしていないということなんで、悪いんですが最終日までに最初の見積書の明細、今回のなぜこう上がったかという明細、最終日までに提出をお願いします。

議 長

松井局長。

松 井
教育委員会
事務局 長

ご提出いたします。
以上でございます。

議 長

よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

議

長

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議

長

本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 10時 46分